

平成 24 年 3 月 27 日

会 員 各 位

社団法人 西 工 業 会

電話:06 - 6582 - 0910

FAX:06 - 6582 - 2645

平成 24 年度 労働保険年度更新書類送付について

平素は、当会の業務運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 24 年度労働保険年度更新にあたり、下記の書類を送付いたしますのでご査収下さい。

1、労働保険料算定基礎賃金報告にあたって

(雇用保険料率表・雇用保険料免除対象高年齢労働者について、記入例)

2、労働保険料算定基礎賃金等の報告(組機様式第 5 号)・・・B4サイズ 2 枚複写

ホームページから便利な(エクセル)「自動計算用紙」がダウンロードできます。

労働者の人数と賃金を入力すれば作表完了。簡単ですのでぜひご利用下さい。(2 枚提出)

一括有期(建設)事業は(組機様式第 8 号)・・・A4サイズ 4 枚複写

工業会へ持参・郵送

提出期限は 4 月 20 日(金) 必着!

3、一括有期(建設)事業の報告書類一式(*適用事業場のみ同封)

工業会へ持参・郵送

提出期限は 4 月 20 日(金) 必着!

4、雇用保険被保険者台帳一覧表 ・ 台帳確認のお願い

工業会へ持参・FAX

提出期限は 4 月 11 日(水)

平成 24 年度、年度更新に係る留意事項

各報告・納付期限は以下のとおりです。

～4月11日(水)迄・・・雇用保険 被保険者台帳 訂正連絡票 提出締切

～4月20日(金)迄・・・労働保険料 算定基礎賃金等の報告 提出締切

6月8日(金)以降・・・平成24年度労働保険料等納入通知書 発送予定

6月25日(月)・・・労働保険料第1期分自動振替日・納付日

10月30日(火)・・・労働保険料第2期分自動振替日・納付日

(平成25年)1月29日(火)・・・労働保険料第3期分自動振替日・納付日

その他、ご不明な点があれば、お気軽にお問い合わせください。

期日厳守にて ご提出下さい。

雇用保険料率表（平成24年度）

区分	保険率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	13.5	8.5	5.0
	1,000	1,000	1,000
特掲事業	15.5	9.5	6.0
	1,000	1,000	1,000
建設事業	16.5	10.5	6.0
	1,000	1,000	1,000

雇用保険料免除対象高年齢労働者について

保険年度の初日(4月1日)において、満64歳以上の一般被保険者は、雇用保険に係る労働保険の一般保険料は労使とも免除されます。したがって、**今回の年度更新**(H23年度確定・H24年度概算分)の**保険料免除対象労働者は、昭和22年4月1日生まれ以前**の人です。なお、年度中途において満64歳となる者については、その年度の保険料は、労使とも負担することになります。

昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれの人は、来年度（平成23年度）からの免除対象者になりますが、**保険料は平成22年4月分の給与から控除しないで下さい!**

生年月日 内 訳	昭和22.4.1 以前の人	昭和22.4.2) 昭和23.4.1	昭和23.4.2) 昭和24.4.1
H22年3月31日時点の年齢	64	63	62
H23年3月31日時点の年齢	65	64	63
H24年3月31日時点の年齢	66	65	64
← 今回の年度更新 → 平成23年度確定保険料	免 除	免除されません	免除されません
← 今回の年度更新 → 平成24年度概算保険料	免 除	免 除	免除されません

↑

↑

H24.4.1から保険料を引かなくてよい人

H25.4.1から保険料を引かなくてよい人

毎年、間違いの多いポイントです!
 分からないときは、上記の表を参考にして、
 従業員（高齢者）の生年月日で判断して下さい!

< 報告書作成の留意事項 >

作成上の留意事項

労働保険料等の算定に当たっては、対象となる賃金総額を正確に把握することが大切ですので、次の事項に留意して「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」を作成してください。

労働者

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。なお、具体的な取り扱いについては、次の事項を参照してください。

区分	労 災 保 険	雇 用 保 険
法人の役員等	<p>イ 法人の取締役・理事・無限責任社員等の地位にある者であっても、法令・定款等の規定に基づいて業務執行権を有すると認められる者以外の者で、事実上業務執行権を有する取締役・理事・代表社員等の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>ロ 法令又は定款の規定によっては業務執行権を有しないと認められる取締役等であっても、取締役会規則その他内部規定によって業務執行権を有する者と認められる者は「労働者」として取り扱いしません。</p> <p>ハ 監査役及び監事は法令上使用人を兼ねることを得ないものとされていますが、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、「労働者」として取り扱いいます。</p>	<p>原則として被保険者となりません。 取締役で部長・工場長などの職にあって従業員としての身分があり、給与支払の面からみても労働者的性格が強く、雇用関係が明確な者は被保険者となります。 ただし、監査役・監事は除きます。 (法人の代表者と同居している親族については、通常の被保険者の場合の判断と異なるものではありませんが、事業の規模が零細である場合は、形式的には法人であっても、実質的には代表者の個人事業と同様と認められる場合もあると考えられ、この場合は、通常は事業主と利益を一にしていると思われるので、個人事業主と同居の親族の場合と同様、原則として被保険者としません。)</p>
同居の親族	<p>同居の親族は原則として労災保険上の「労働者」に該当しませんが、同居の親族であっても、常時同居の親族以外の労働者を使用する事業において一般事務又は現場作業等に従事し、かつ、次の条件を満たすものについては、労災保険上の「労働者」として取り扱いいます。</p> <p>イ 業務を行うにつき、事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>ロ 就労の実態が当該事業場における他の労働者と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。 特に()始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等及び()賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期等について、就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その管理が他の労働者と同様になされていること。</p>	<p>事業主と同居している親族は、原則として被保険者としません。</p>
短時間就労者 (パート・タイマー)	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>次のいずれにも該当するもので、その者の労働時間、その他の労働条件が就業規則(就業規則の届出義務が課せられていない事業所にあつては、それに準ずる規程等)において明確に定められていると認められる場合は、被保険者となります。 1週間の労働時間が20時間以上 反復継続して就労する者(31日以上継続して雇用されることが見込まれる者)</p>
派遣労働者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>登録型派遣労働者については、同一の派遣元において、次のいずれにも該当するものについては、被保険者となります。 1週間の労働時間が20時間以上 反復継続して派遣就労する者(31日以上継続して同一派遣元に雇用されることが見込まれる者等)</p>
アルバイト	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>反復継続して就労せず、その者の受ける賃金の家計の補助的なものは被保険者の対象となりません。</p>
高年齢労働者	<p>すべて「労働者」として対象となります。</p>	<p>65歳に達した日以後に新たに雇用されるものは、原則として被保険者となりません。(任意加入により高年齢継続被保険者となった者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)</p>

労働保険料算定基礎賃金等の報告

平成24年4月20日 作成

組機様式第5号

委託事業場

頁

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番	料変
27	3	03	94101 0	001	

雇用保険事業所番号

2703 - 012345 - 6

事務組合名 社団法人 西工業会

(TEL: 06(6582)0910)

住所 〒 550-0000
大阪市 区 町1-2-3
大阪ビル2階

事業場名 株式会社

事業主名 大阪 太郎 殿

事業場TEL: 06-6111-0000

3. 事業の概要 5607 機械器具・ボルト製造と販売	4. 特掲事業 2 1. 該当する 2. 該当しない	5. 新年度賃金見込額 1. 前年度と同額 2. 前年度と変わる 3. 委託解除年月日 4. 委託解除提出金納付済
-----------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

項目 月別	1. 労災保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金								2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金								
	(1) 常用労働者		(2) 役員で労働者扱いの者 (業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、資金を得ている者等)		(3) 臨時労働者 (パートタイム、アルバイト等)		(4) 合計 ((1)+(2)+(3))		(5) 被保険者 (日雇労働被保険者に支払った賃金を含む なお、パートタイム、アルバイト等 雇用保険の被保険者とならない者を除く)		(6) 役員で被保険者扱いの者 (給与支払等の面からみて 労働者の性格の強い者)		(7) 合計 ((5)+(6))		(8) うち高齢労働者分 (確定年度の初日において 満64歳以上の者)		
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	
4月	8人	2,000,000円	0人	0円	1人	50,000円	9人	2,050,000円	11人	2,750,000円	0人	0円	11人	2,750,000円	6人	1,500,000円	
5月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
6月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
7月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
8月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
9月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
10月	8	2,000,000	0	0	1	50,000	9	2,050,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
11月	8	2,000,000	0	0	1	70,000	9	2,070,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
12月	8	2,000,000	0	0	15	750,000	23	2,750,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
1月	8	2,000,000	0	0	10	500,000	18	2,500,000	11	2,750,000	0	0	11	2,750,000	6	1,500,000	
2月	7	1,750,000	0	0	10	500,000	17	2,250,000	10	2,500,000	0	0	10	2,500,000	5	1,250,000	
3月	7	1,750,000	0	0	10	500,000	17	2,250,000	10	2,500,000	0	0	10	2,500,000	5	1,250,000	
賞与等	7月	8	800,000	0	0	0	8	800,000	11	1,100,000	0	0	11	1,100,000	6	600,000	
賞与等	12月	8	800,000	0	0	0	8	800,000	11	1,100,000	0	0	11	1,100,000	6	600,000	
賞与等	1月	8	800,000	0	0	0	8	800,000	11	1,100,000	0	0	11	1,100,000	6	600,000	
賞与等	3月	7	700,000	0	0	0	7	700,000	10	1,000,000	0	0	10	1,000,000	5	500,000	
合計			26,600,000		0		2,670,000		29,270,000				36,800,000		0		18,700,000

8	業種変更年月	業種変更前 (業種変更が無い時)	a	b	他事業場への出向者	年	月	c	d	e	f
	年	月			なし・あり						
					3名						

No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する基礎日額	No	9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額	11. 適用月数 確定 概算	12. 希望する基礎日額	申告済概算保険料
01	大阪 太郎	20,000	12 12	20,000	02	大阪 花子	10,000	12 12	8,000	03	大阪 三枝	8,000	3 0	0	654,321
04	大阪 良子	10,000	4 12	10,000	05	大阪 逸美	5,000	12 4	5,000						

13. 雇用保険料免除高年齢労働者氏名 (生年月日)		
大阪 一郎 (明・大 19年 2月 1日)	大阪 二郎 (明・大 19年 2月 2日)	大阪 三郎 (明・大 19年 10月 3日)
大阪 四郎 (明・大 19年 11月 15日)	大阪 五郎 (明・大 19年 12月 15日)	大阪 六郎 (明・大 20年 3月 6日)

上記のとおり報告します。

平成 24年 4月 20日

株式会社

事業主氏名

代表取締役 大阪 太郎

7. 予備欄	会費	海外派遣分	その他
1期			
2期			
3期			

平成24年4月

会員各位

(社)西工業会労働保険事務組合
会長 阿部 健治

平成24年度概算保険料の納入について

本年度の労働保険料の、納入期限は下記のとおりです。

(追って、納入通知書を送付いたします。)

労働保険料は、引落手数料のかからない便利な自動振替が利用できますので、
ぜひご利用下さい。

(ご希望の場合はお申し出ください。なお手続きには約3ヶ月程度かかります。)

第1期分	6月25日(月)
------	----------

第2期分	10月30日(火)
------	-----------

第3期分(平成25年)	1月29日(火)
-------------	----------

期日厳守のうえ、下記口座へお振込みいただくか、当工業会事務所にご持参下さい。
ATM、インターネットバンキングによるお振込でも結構です。

三菱東京UFJ銀行	九条支店	普通預金	0037672
三菱東京UFJ銀行	信濃橋支店	普通預金	5359607
三井住友銀行	大阪西支店	普通預金	0920545
口座名義	(社)西工業会労働保険事務組合 シャ)ニシコウギョウカイロウドウホケンジムクミアイ		

期日までに保険料の納付が困難な場合は、ご連絡下さいますようお願い申し上げます。

ホームページをご覧ください!

西工業会では、各種行事、雇用保険・労災保険の改正や就業規則などの労務管理、
技術・安全講習会の情報をホームページに掲載しております。

<アドレス> <http://www.nis.or.jp>